

【外貨 ex】店頭外国為替証拠金取引説明書 新旧対照表

下線部分が変更点

変更箇所	新取引説明書	旧取引説明書
3. 本人確認書類の提出 (個人のお客様の場合)	II 氏名変更の場合 (いずれもコピー可) 1. 戸籍謄本 <u>(全部事項証明書)</u> 2. 戸籍抄本 <u>(個人事項証明書)</u>	II 氏名変更の場合 (いずれもコピー可) 1. 戸籍謄本 2. 戸籍抄本
12. 注文の種類	※ 弊社システムにより、証拠金維持率を定期的にチェックし、100%を下回った場合、追証が発生した場合、 <u>値洗いにより取引証拠金の変動し取引余力が足りなくなった場合には未約定の新規リーブオーダーは、全て自動的に取消になります。</u>	※ 弊社システムにより、証拠金維持率を定期的にチェックし、100%を下回った場合、追証が発生した場合には未約定の新規リーブオーダーは、自動的に取消になります。
23. 証拠金等に関する用語	維持証拠金額 ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククロズレート (MID) ×1 万通貨×2%] ×取引数量 ※1. [] 内は、 <u>1,000 円未満を切り上げて</u> 、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。	維持証拠金額 ポジションを維持する為に必要となる金額です。 [毎ニューヨーククロズレート (MID) ×1 万通貨×2%] ×取引数量 ※1. [] 内は、 <u>100 円単位を切り上げ</u> 、1,000 円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって 50 万通貨なら「×50」、3,000 通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[] 内の単位及び取引数量は、10 万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。
24. 値洗いとレバレッジ	算定された取引証拠金は <u>1,000 円未満を切り上げて</u> 、1,000 円単位で設定します。尚、1,000 通貨単位 (南アフリカランド/円の場合 1 万通貨単位) のお取引の場合、1 万通貨単位 (南アフリカランド/円の場合 10 万通貨単位) の取引証拠金の 10 分の 1 となります。 <u>値洗いにより取引証拠金の変動し取引余力が足りなくなった場合には、未約定の新規リーブオーダーは取消されます。</u>	算定された取引証拠金は <u>100 円単位を切り上げて</u> 、1,000 円単位で設定します。尚、1,000 通貨単位 (南アフリカランド/円の場合 1 万通貨単位) のお取引の場合、1 万通貨単位 (南アフリカランド/円の場合 10 万通貨単位) の取引証拠金の 10 分の 1 となります。
29. 追証ルール (個人口座のみ)	追証チェックの時点 (5. 取引時間のシステムメンテナンス時間) で、お客様の実預託額が維持証拠金額を下回っていた場合、追証が発生します。 追証が発生した場合、 <u>追証チェックの時点に</u> 、お客様の実預託額が維持証拠金額 [評価レート ×1 万通貨 ×2%] (※1) ×取引数量 (※2) を下回った不足分の金額 (追証金額) を追証発生日の 24 時まで	<u>値洗いの時点で</u> 、お客様の実預託額が維持証拠金額を下回っていた場合、追証が発生します。 追証が発生した場合、 <u>弊社規定の追証チェックの時点 (毎ニューヨーククロズ)</u> に、お客様の実預託額が維持証拠金額 [評価レート ×1 万通貨 ×2%] (※1) ×取引数量 (※2) を下回った不足分の金額 (追証金額) を追証発生日の 24 時まで

<p>消して頂く必要がございます。尚、翌営業日が非銀行営業日の場合には、追証チェックは行われません。</p> <p>※1. [] 内は、<u>1,000円未満を切り上げて</u>、1,000円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって50万通貨なら「×50」、3,000通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[]内の単位及び取引数量は、10万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。</p> <p>また、追証が発生した場合には、未約定の新規リープオーダーは全て取り消しとなり、追証が解除されるまで新規注文を受け付けする事はできません。また、追証発生中は出金もできません。 追証を解消する為には、以下の2種類の方法がございます。</p> <p>1. 入金 <u>実預託額が維持証拠金額を上回るよう追証金額分の入金を行う事で、追証を解消します。</u> <u>預託金(外貨による預託金は、前営業日のニューヨーククローズレート(MID)で円換算)</u>や、決済による確定益、受取スワップポイント、キャッシュバック金額等全ての入金が対象となります。</p> <p>尚、預託金の入金に関しては、お客様の振込手続き完了時点ではなく、弊社システムがその入金を合理的に認識しうる時点をもって実行されたものとし、追証の解消判定もその時点で行われるものとします。</p> <p>2. ポジションの決済 維持証拠金額が実預託額を下回るまでポジションを決済する事で追証を解消します。 弊社システムで期限までに決済が完了したと認識しうる時点をもって実行されたものとします。 ※未決済ポジションに対するレート変動による評価益の増加は対象となりません。 ※1. 2. 両方を組み合わせて追証を解消する事も可能です。 追証発生日の24時までに追証が解消されなかった場合には、弊社所定の方法により、全てのポジションが強制的に決済されます(強制</p>	<p>尚、土曜日の追証チェックで対象となった場合には、翌銀行営業日の24時までに追証を解消して頂く必要がございます。</p> <p>※1. [] 内は、<u>100円単位を切り上げ</u>、1,000円単位となります ※2. 取引数量の単位は「万」となります。よって50万通貨なら「×50」、3,000通貨なら「×0.3」となります。 ※南アフリカランド/円の場合のみ、[]内の単位及び取引数量は、10万通貨単位となります。 ※複数通貨のポジションを保有している場合は、各通貨ペア毎に計算し合算して算出されます。</p> <p>また、追証が発生した場合には、未約定の新規リープオーダー<u>注文</u>は全て取り消しとなり、追証が解除されるまで新規注文を受け付けする事はできません。また、追証発生中は出金もできません。 追証を解消する為には、以下の2種類の方法がございます。</p> <p>1. 入金 <u>実預託額が維持証拠金額を上回るまで入金を行う事で、追証金額を解消します。</u> <u>預託金や、決済による確定益、受取スワップポイント、キャッシュバック金額など全ての入金が対象となります。</u></p> <p>尚、預託金の入金に関しては、お客様の振込手続き完了時点ではなく、弊社システムがその入金を合理的に認識しうる時点をもって実行されたものとし、追証<u>金額</u>の解消判定もその時点で行われるものとします。</p> <p>2. ポジションの決済 維持証拠金額が実預託額を下回るまでポジションを決済する事で追証<u>金額</u>を解消します。 弊社システムで期限までに決済が完了したと認識しうる時点をもって実行されたものとします。 ※未決済ポジションに対するレート変動による評価益の増加は対象となりません。 ※1. 2. 両方を組み合わせて追証<u>金額</u>を解消する事も可能です。 追証発生日の24時までに追証<u>金額</u>が解消されなかった場合には、弊社所定の方法により、全てのポジションが強制的に決済されます</p>
--	---

	<p>決済)。</p> <p>追証が発生した後、追証が解消した場合、及び、追証が解消されず強制決済が行なわれた場合には、取引画面にその旨を表示すると共に、お客様に電子メールにて通知致します。</p> <p>銀行非営業日には、取引証拠金の値洗いは行われますが、追証による強制決済は行われません。</p> <p>※追証ルールは、個人口座のみ対象となり、法人口座では適用されません。</p>	<p>(強制決済)。</p> <p>追証が発生した後、追証が解消した場合、及び、追証が解消されず強制決済が行なわれた場合には、取引画面にその旨を表示すると共に、お客様に電子メールにて通知致します。</p> <p>銀行非営業日には、取引証拠金の値洗いは行われますが、<u>追証チェック及び追証</u>による強制決済は行われません。</p> <p>※追証ルールは、個人口座のみ対象となり、法人口座では適用されません。</p>
--	--	--